

別表十二（六）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で全国新幹線鉄道整備法第16条第1項に規定する指定所有営業主体(以下「指定所有営業主体」といいます。)であるものが、平成28年改正法附則第93条第2項《新幹線鉄道大規模改修準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成28年改正前の措置法第56条《新幹線鉄道大規模改修準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で指定所有営業主体であるものが平成28年改正法附則第116条第2項《新幹線鉄道大規模改修準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成28年改正前の措置法第68条の48《新幹線鉄道大規模改修準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「積立限度額

$$(6) \times \frac{\quad 7}{(4)}$$

」の分子の空欄には、積立期間に含まれる当期の月数を記載します。

3 「期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 13」には、当期首現在の税務計算上の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を記載します。

4 「10年間均等益金算入額等

$$(14) \times \frac{\quad 15}{120\text{月又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数}}$$

」は、次により記載します。

(1) 承認積立計画に係る工事予定期間の月数が120月未満である場合には「120月又は」を消し、当該月数が120月以上である場合には「又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数」を消します。

(2) 分子の空欄には、当期の月数を記載します。